

「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」 を募集しています

平成31年4月から森林経営管理制度がスタートし、府内市町村においても経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムが動き出しています。

京都府では、このシステムの中で林業経営に適した森林における伐採等の実施の委託を市町村から受けることができる事業者を公募・公表します。

1 公募の対象

- ▶ 府内に事業所、営業所を有する民間の事業者
(森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問いません)
- ▶ 所有森林の有無に関わらず、
「事業主自身」「直接雇用している現場作業職員」「他者への請負」
のいずれかにより素材生産又は造林・保育等の林業生産活動を行っている方

2 応募方法

- (1) 提出書類
必要事項を記載した申請書と添付書類を持参又は郵送により1部提出
- (2) 提出場所
民間事業者の主たる事務所の所在地を管轄する広域振興局（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にあつては、京都林務事務所。）

3 応募期間 随時受け付けています。

4 登録及び公表

- ▶ 申請の内容が要件に適合していれば、名簿に登録のうえ府HPで公表されます。
- ▶ 公表時期は4月、7月、10月、1月のそれぞれ末日です。
(なお、公表となるのは各公表時期の2箇月前までに申請を受け付けたものが対象です。)

【登録されることにより受けられる主な支援措置】

- ・ 国有林野事業における受託機会増大への配慮
- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長
- ・ 信用基金による経営の改善発達に係る助言等

Q. 名簿に登録されるための要件とはどんなものですか？

A. 民間事業者の事業内容に該当する以下の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(2)から(9)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含めます。

(1)生産量の増加又は生産性の向上

一定割合以上で増加又は向上させる目標を有していること等

(2)生産管理又は流通合理化等

適切な生産管理や原木の安定供給等に取り組んでいること

(3)造林・保育の省力化・低コスト化

伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用等に取り組んでいること

(4)主伐後の再造林の確保

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有し、かつ、主伐後に適切な更新を行うこと等

(5)生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること等

(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること

(7)雇用管理の改善及び労働安全対策

(8)コンプライアンスの確保

(9)常勤役員の設置

法人においては常勤の役員を設置していること。

(10)経理状況

経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

【詳細は、要領の別記をご覧ください】

Q. 名簿に登録された後、必要な手続きについて教えてください。

A. 森林経営管理法に基づき市町村が定める森林の経営管理に関する計画について、市町村の募集に応じて施業内容等の企画提案を行い、選定を受けることが可能になります。

なお、名簿に登録されると、毎年、事業年度終了後3箇月以内に京都府あてに申請された項目に関する取組状況を確認するための「実施状況報告書」を提出していただく必要があります。

【お問い合わせ】

京都府農林水産部林業振興課(Tel:075-414-5018) 京都府南丹広域振興局(Tel:0771-22-1017)
京都府京都林務事務所(Tel:075-451-5724) 京都府中丹広域振興局(Tel:0773-62-2586)
京都府山城広域振興局(Tel:0774-21-3450) 京都府丹後広域振興局(Tel:0772-62-4306)

HP: <http://www.pref.kyoto.jp/forest/index.html>